【②コンプライアンス改革】

課　　題	具体的取組	取組目標	５年間の取組成果	主な実績
Ⅰ　透明性の確保				
1　公正確保の仕組みづくり	①内部統制システムの確立	内部統制システムを確立して服務規律や事故防止の徹底及び公務員倫理の高揚を図る (1)各局区ごとにコンプライアンスの統制システムを確立 (2)内部コンプライアンス部門を設置 (3)「公正職務執行に関する要綱」を改正する ・団体や市民からの要請・要望などすべての案件内容を記録することを義務づける ・議員からの要請・要望についても同様の措置を講じる (4)公益通報制度の導入 ・内部通報体制を整備する (5)職員の処分基準の設定 ・処分基準を策定し、明確化し周知する (6)コンプライアンスに関する条例を制定するために、助役プロジェクトチームを立ち上げる	内部統制システム（大阪市内部統制体制）を活用して、公益通報案件に係る調査、内部監察を実施し、公正確保の仕組みづくりができた。 ・各所属長を「内部統制責任者」とするコンプライアンスを推進するための体制を構築することができた。 ・「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」を制定し、「公益通報制度」を創設することができた。 ・公益通報受理件数 3,329 件 うち 3,090 件について処理完了 ・「懲戒処分に関する指針」を策定し、職員に周知することにより、職員の服務規律確保の取組を進めることができた。 ・内部監察 毎年度、定期監察（共通課題・個別課題）及び随時監察を実施（18～22 年度）	・「公正な職務の執行の確保のための内部統制の体制に関する規程」を制定し、内部統制システム（大阪市内部統制体制）を確立（18 年 6 月） ・「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」を制定し、「公益通報制度」を導入（18 年 4 月） ・「大阪市内部監察規程」を制定し、「内部監察制度」を導入（18 年 6 月） ・「リーガルサポーターズ制度」を導入（19 年 1 月） ・「コンプライアンス相談窓口」を設置（19 年 1 月） ・「職員の職務の執行に関する要望等の記録等に関する規則」を制定（18 年 7 月） ・「要望等記録制度」の施行（18 年 9 月） ・「懲戒処分に関する指針」を策定のうえ、各所属、職員へ周知（18 年 4 月） ・会計事務担当者研修をより実践的な内容に充実し実施（21 年 5・6 月） ・「服務規律確保プロジェクトチーム」を設置（22 年 3 月） ・「不祥事根絶プログラム」を策定（22 年 6 月） ・不祥事根絶推進チームを設置（22 年 9 月）
	②外部監視制度の構築	市長直属の（仮称）コンプライアンス委員会（大阪市版の行政オンブズマン制度といえるもの）を創設 内部のコンプライアンス機能を高めるために、市長直属の独立外部機関として（仮称）コンプライアンス委員会を設置する。	「大阪市公正職務審査委員会」を設置し、公益通報制度を構築・運用することにより、コンプライアンス確保に努めることができた。 ・大阪市公正職務審査委員会開催回数 199 回 ・委員会による勧告、意見書 勧告 56 件、意見書 12 件	・「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」に基づき、「大阪市公正職務審査委員会」を設置（18 年 4 月）